

成年後見制度の利用促進について

2019年8月6日(火)

堺市地域福祉計画推進懇話会
分野別(成年後見・再犯防止)

成年後見制度利用促進計画策定の基礎事項

○計画策定の法的根拠

成年後見制度利用促進法第14条第1項では、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされている。

成年後見制度利用促進法 抜粋

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

市町村計画に盛り込むことが望ましい内容

平成31年3月に作成された市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引きにおいて、市町村計画に盛り込むことが望ましい内容が次のようにまとめられている。

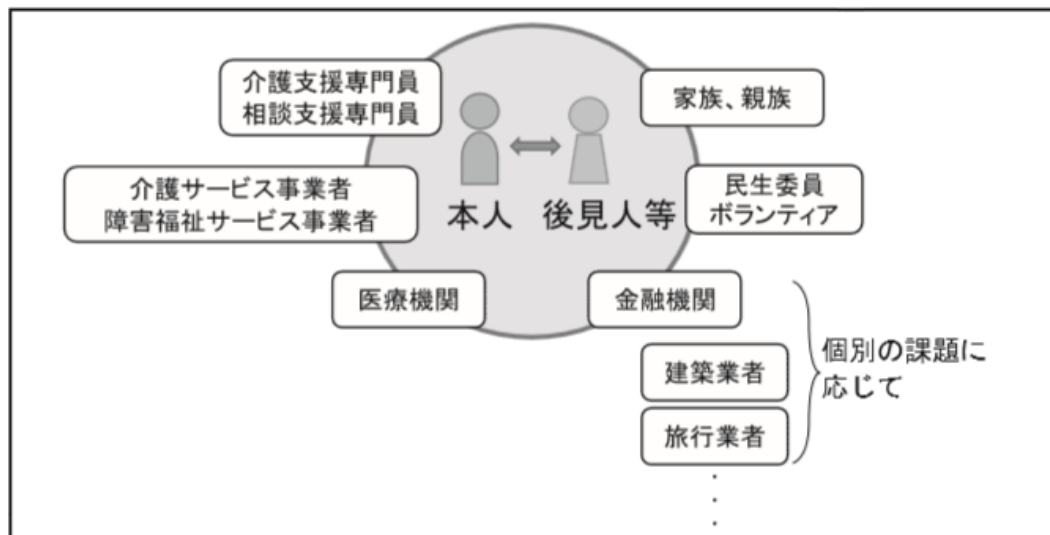
市町村計画を定めるに当たって具体的に盛り込むことが望ましい内容

- ▶ **権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針**
 - ・ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - ・ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ・ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- ▶ **地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針**
- ▶ **地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針**
- ▶ **「チーム」「協議会」の具体化の方針**
※既存の地域福祉・地域包括ケア・司法とのネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画などの既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする
- ▶ **成年後見制度の利用に関する助成制度のあり方**

「チーム」とは

○協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み

国の基本計画では、必要に応じ、法律・福祉の専門家が専門的助言・相談対応等の支援に参画するとされ、できる限り既存の支援の枠組み（介護保険や障害福祉のサービス担当者会議等）を活用して編成することとされている。



堺市においては、様々な場面で地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターが中心となってチームを形成。

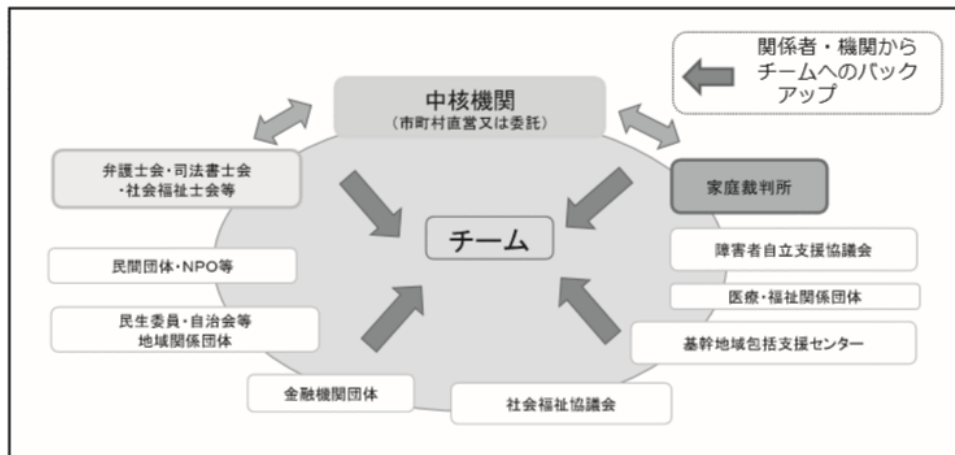
課題としては、基幹型包括支援センターや権利擁護サポートセンターとの役割分担の明確化

「協議会」とは

○後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体。中核機関が事務局機能を担う。

期待される機能は次のとおり。

- (1) 以下のような地域課題の検討・調整・解決
 - ・チーム（特に親族後見人等）への適切なバックアップ体制を整備すること
 - ・困難ケースに対処するため、ケース会議等を適切に開催する体制を整備すること
 - ・多職種間での更なる連携強化を進めること
- (2) 成年後見制度を含む地域の権利擁護に関することについての、家庭裁判所との情報交換・調整



堺市においては、権利擁護サポートセンター運営委員会が一定の代替する機能を既に実施。

課題としては、「多」職種の範囲の設定

「4つの機能」とは

国の基本計画では、地域連携ネットワークが担うべき3つの役割と中核機関が担うべき4つの具体的機能が示されている。なお、国の基本計画は、優先して整備すべき機能として、相談機能・広報機能を挙げている。

地域連携ネットワークの3つの役割	中核機関の4つの機能（+副次的効果）	国基本計画における7つの場面	現時点での到達点・実施状況
権利擁護支援の必要な人の発見・支援	広報機能	場面① 制度の広報・周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座の実施 ・ シンポジウム開催
早期の段階からの相談・対応体制の整備	相談機能	場面② 相談・発見 場面③ 情報集約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の相談機関との連携強化
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	成年後見制度利用促進機能	場面④ 地域体制整備 場面⑤ 後見等申立て	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職団体と連携した相談支援体制の整備 ・ 市民後見人の養成 ・ 市民後見人に関する受任調整
	後見人支援機能	場面⑥ 後見等開始後の継続的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見人に対する専門相談支援
	（不正防止機能）	場面⑦ 後見人等の不正防止	

ご議論いただきたい点

○現在堺市において設置している「堺市権利擁護サポートセンター」を、中核機関として位置づけた上で制度利用の促進を進めるとした場合、優先して取り組むべき事項についてご意見をお願いします。

○現在、堺市権利擁護サポートセンターでは、市民後見人相当案件に関しては、丁寧に受任者調整（マッチング）を実施しています。今後、適切な受任者調整を実施していくにあたり検討すべき事項についてご意見をお願いします。